



# 一時的に預けたいとき



## 一時保育

通常、家庭で保育をしている方が、一時的に家庭における保育が困難な場合にお子さんを預けることができます。なお、認証保育所やベビーホテルでも一時保育を実施している場合があります。また、それぞれに定員があります。詳しくは港区公式ホームページを参照してください。

### 【区立保育園の一時保育】

#### (1) 区立保育園の緊急一時保育

対象	区内在住で集団保育が可能な生後4か月から小学校就学前までのお子さん
利用要件	保護者が出産や病気等で一時的に保育ができない場合

#### (2) 南青山保育園・南麻布保育園・飯倉保育園・台場保育園(令和7年5月～)の一時保育

対象	区内在住で集団保育が可能な生後4か月から小学校就学前までのお子さん
利用要件	① 保護者の就労等により、家庭における育児が一時的に困難な場合 ② 保護者の育児疲れ解消等の私的な理由により一時保育が必要な場合

#### (3) 芝浦アイランドこども園・神明保育園・たかほま保育園・元麻布保育園・神応保育園の一時保育

対象	区内在住で集団保育が可能な生後4か月から小学校就学前までのお子さん
利用要件	① 保護者の就労等により、家庭における育児が一時的に困難な場合 ② 保護者の育児疲れ解消等の私的な理由により一時保育が必要な場合

### 【私立保育園の一時保育】

#### 愛星保育園・ベネッセ港南保育園の一時保育

対象	区内在住で集団保育が可能な生後4か月から小学校就学前までのお子さん
利用要件	① 保護者の就労等により、家庭における育児が一時的に困難な場合 ② 保護者の育児疲れ解消等の私的な理由により一時保育が必要な場合 ③ 保護者が出産や病気等で一時的に保育できない場合(緊急一時保育)

### 【一時的に預けたいとき】

私立認可保育園、小規模保育事業所の一時保育(一時保育専用室ではなく、通常保育における定員に空きがある場合に、その空き人数・保育室の範囲で利用可能な施設)

対象	区内在住で集団保育が可能な生後43日から小学就学前(実施年齢は園による)までのお子さん
利用要件	① 保護者の就労等により、家庭における育児が一時的に困難な場合 ② 保護者の育児疲れ解消等の私的な理由により一時保育が必要な場合

## あっぴい等の一時預かり

- 問 各総合支所管理課施設運営担当(裏表紙参照)  
問 子ども家庭支援センター子ども家庭サービス係  
☎ 5962-7201



保護者の病気、行事参加、リフレッシュ等、理由を問わずにお子さんをお預かりします。

利用方法は各施設へお問い合わせください。

【対象】生後4か月～未就学児

【実施時間】8:30～18:30

【休館日】年末年始、施設点検日等

※登録・事前予約制

## 派遣型一時保育事業

- 問 子育てひろば「あい・ぽーと」 ☎ 5786-3250



保護者の傷病、社会参加やリフレッシュ等理由を問わず、支援会員が利用会員の自宅等に出席、一時的な保育を行います。

【対象】区内在住で、生後7日以降から小学6年生までのお子さん

【支援会員】子育て支援員研修を修了した方が支援会員となり、保育を行います。

【利用方法】利用者、支援者ともに登録による会員制です。あい・ぽーと(南青山2-25-1)で行われる利用会員登録説明会(予約制)に参加してください。登録説明会に参加後、家庭の状況やお子さんの様子を伺い、支援会員を紹介します。

【支援内容】一時保育には以下の内容を含みます。

- ・ 保育園、幼稚園、学童クラブ、小学校等の送迎
- ・ 生後7日から28日までの乳児の保育(新生児保育)
- ・ 病気からの回復期にある児童の保育(病後児保育)

【利用料金】1時間900円から

※利用時間帯、支援内容(一時保育、病後児保育、新生児保育)等により料金が異なります。

※詳しくはお問い合わせいただくか、ホームページをご確認ください。

## トワイライトステイ

- 問 みなと子育て応援プラザPokke ☎ 6435-0411



区内に住所があり、保護者が仕事などで夜間に育児ができないときに、お子さんをお預かりします。

【対象年齢】生後6か月～中学3年生

【利用時間】17:00～22:00

【休業日】年末年始、臨時休業日

## 乳幼児ショートステイ

問 子ども家庭支援センター子ども家庭サービス係  
☎ 5962-7201



保護者の仕事や出産、病気のときなど育児ができないときに、6泊7日を上限として、宿泊を伴ってお子さんをお預かりします。

※利用には、利用要件を証明する書類の提出が必要です。

## 育児サポート「子むすび」

問 港区社会福祉協議会  
🏠 六本木 5-16-45 麻布地区総合支所 2階  
☎ 6230-0284 📠 6230-0285



育児サポート「子むすび」は、子育ての手助けが必要な人（利用会員）と、手助けができる人（協力会員）を結び、地域全体で子どもの成長を見守るファミリー・サポート・センター事業です。

【対象者】区内在住・在勤で育児サポートを必要とする人

【対象児童】0歳～小学6年生の子ども

【サポート料】1時間800円

(きょうだいの場合、2人目から半額の400円加算)

その他、協力会員の交通費や、子どもの食事・おやつ代等は利用会員が負担します。

※サポート料は、原則、会員同士で活動ごとに授受してください。

【活動日時】月～日曜（祝日、年末年始含む）午前7時～午後8時

※1回の活動時間は原則2時間以内です。

【活動場所】

利用会員または協力会員の自宅  
(近隣の児童館・公園等も可能)



【活動内容】

保育施設等への送迎や時間外の保育  
保護者の通院等外出時の保育など

※事前に、利用会員・子ども・協力会員の顔合わせをし、子どもと過ごすときの注意点を確認したり、保育施設職員への紹介等を行います。(アドバイザーもしくはサブ・リーダーが立ち会います)

【会員登録】

利用会員・協力会員ともに、事前に会員登録が必要です(無料)。

利用会員登録手続きは原則、上記事務局へ事前連絡の上、来所してください。(説明も含め30分程度)

業務時間 午前8時30分～午後5時15分(土・日曜、祝日、年末年始は休み)

来所が難しい特別な事情がある場合には、家庭訪問で登録することも可能です。

※協力会員は「港区子育て支援員研修」の受講後の登録になります。詳細はお問い合わせください。

# 病児・病後児保育室

問 保育課保育支援係 ☎ 3578-2445



乳幼児が病気の回復期等にあたるため集団保育の困難な期間、医療機関等に付設された施設において一時保育を行います。

	病児保育室	病後児保育室
施設名	<ul style="list-style-type: none"> <li>・愛育クリニック附属あいいく病児保育室 ☎南麻布5-6-8 ☎5420-6419</li> <li>・病児保育室 サニーガーデンこどもケアルーム ☎麻布十番1-10-3 モンテプラザ麻布2階 ☎5544-9908</li> <li>・とよら小児科附属ひまわり保育室 ☎芝浦3-11-5 第三協栄ビル2階 ☎5442-8872</li> <li>・芝浦こどもクリニック附属芝浦病児保育室 ☎芝浦4-20-4 芝浦アイランド ブルームホームズクリニックモール ドクターズポート芝浦アイランド1階 ☎5730-0117</li> <li>・チャイルドケアばんびいに病児保育室 ☎白金台3-16-8 クレール白金台2階 ☎5424-6003</li> <li>・赤坂山王病児保育室 ☎赤坂4-1-26 3階 ☎6230-3761</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・南青山病後児保育室 ☎南青山1-3-15 青山一丁目スクエア内5棟1階 ☎3408-0466</li> </ul>
体制	医師が附属医院に常駐しています。看護師と保育士がお預かりします。	医師はおりません。看護師と保育士がお預かりします。
利用要件	病中または病気の回復期であり、集団保育が困難な場合	病状がある程度安定し、病気の回復期であり、集団保育が困難な場合
対象	生後6か月～小学校就学前で保育の必要性の認定(2号認定または3号認定)を受けて、区内の認可保育園・認定こども園・港区保育室・認証保育所・地域型保育事業・みなと保育サポート(定期利用)、あるいは区内在住で都道府県又は区市町村届出済の認可外保育施設・区外の認可保育園・認定こども園・認証保育所・地域型保育事業に通所中のお子さん	
利用期間	1回の利用につき引き続く7日間まで(休業日を含む) (休業日:土・日曜、祝日および年末年始) ※一部施設で夏季休業期間があります。	
保育時間	8:30～17:30(月曜～金曜) ※チャイルドケアばんびいに病児保育室は第2、第4土曜の8:30～12:30も利用可能です。	
利用料金	区内在住者1日2,000円、区外在住者1日3,000円 ※生活保護、住民税非課税世帯は免除(区内在住者に限る)	
利用方法	詳しくは、港区公式ホームページを参照してください。	

## 訪問型病児・病後児保育の利用料助成

問 保育課保育支援係 ☎ 3578-2429



児童が病気で保育園や小学校に登園・登校させることが困難な時期に、病児・病後児保育としてベビーシッターを利用する保護者に対し、利用に要した費用の一部を助成します。

### 【対象】

生後57日目以降から小学6年生までの児童（保育の必要性の認定（2号認定または3号認定）を受けて認可保育園、認定こども園、地域型保育事業、港区保育室、東京都認証保育所、都道府県又は区市町村届出済の認可外保育施設、みなと保育サポート（定期利用）を利用している場合、もしくは放課後児童クラブ（学童クラブ）を利用している場合）

### 【助成内容】

年間助成限度額は5万円。サービスの利用上限額を10万円として、対象経費の1/2を助成します。  
※ 生活保護世帯および非課税世帯は、10万円を上限に対象経費の全額を助成します。

## ベビーシッター利用支援（一時預かり利用支援）事業

問 子ども家庭支援センター 子ども家庭サービス係  
☎ 5962-7201



日常生活上の突発的な事情等により、一時的にベビーシッターによる保育を必要とする保護者が、ベビーシッターを利用する場合の利用料の一部を補助します。

詳しくは、区のホームページをご覧ください。